

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 九州で戦った常陸武士：小河益戸行政

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中根, 正人, Nakane, Masato メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000556">https://doi.org/10.57529/00000556</a>

# 九州で戦った常陸武士

— 小河益戸行政 —

## はじめに

南北朝内乱に際し、多くの武士が自らの所領を離れ、全国各地を転戦していたことは、種々の史料からも明らかであり、既に指摘されているところである。例えば、常陸の野本朝行は、建武二年（一三三五）の足利尊氏の拳兵と上洛に従軍し、その京都からの敗走にも従って播磨まで付いて行った。ところが、船で西へ逃れようとした尊氏らに置いて行かれ、土地勘のない畿内から常陸への帰還を図ることとなったが、その途上、遠江

## 中根正人

井伊谷の南朝方の攻撃に参加している。そして常陸に帰国後も、北朝方として積極的に戦い、建武四年に没した。<sup>(2)</sup>ここから、建武二年から四年までのわずか二年の間に、朝行は京都、播磨、遠江、常陸の各所で戦っていたことがわかる。また、武蔵の山内経之は、高師冬に従って故郷武蔵を離れて常陸に攻め入り、異郷の地での苦しい戦いの中で討死したとみられる。<sup>(3)</sup>

南朝方においても、例えば、新田一族の大井田義氏は、延元二年（北朝建武四年）頃に、三河戦線で仁木義高を討つ活躍をみせ、その二年後の同四年（北朝暦応二年）頃になると、今度は石見に現れ、国司となった日野氏らと共に北朝方の上野頼兼

と戦っていたことがみえる。また、やはり新田一族の綿打氏は、建武五年五月、和泉堺浜で北朝方の大友氏と戦い、暦応年間は四国は土佐に入って活躍していることが確認できるなど、大きく離れた地域での活動が確認できる。

本稿では、そのような人物の一人とみられる、常陸国小河郷（現・小美玉市小川）の益戸行政について、史料からその活動とその背景を考えていくこととしたい。行政は、系譜上は下河辺政義の次男政平に始まり、小河郷を中心として展開した益戸氏の庶流（本稿では小河益戸氏と呼称する。）に連なり、広政の嫡子とみられる人物である。彼の事蹟については、永和年間に鎌倉円覚寺に寄進された小河郷を巡る、鎌倉府と在地勢力の争いにおける一方の当事者として焦点が当てられるに留まり、それ以前の活動については、あまり触れられてこなかったと思われる。また、益戸氏全体についても、その系譜関係等については今後の検討課題であるが、その一流である小河益戸氏の活動の一端を明らかにすることで、南北朝内乱期の常陸地域について考える一つのきっかけとしたい。

## 一 南北朝内乱期の日向国における益戸氏の動向

さて、益戸行政の本来の在所は、当然ながら関東、常陸と考えられるわけであるが、史料上の彼の初見は、遙か西国、九州は日向国での活動である。

### 【史料一】

一、去年<sup>建武</sup>十二月十三日、世上鬪乱之由依<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>其間、一族相共欲<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>上洛<sup>一</sup>之処、伊東藤内左衛門尉祐広<sup>新田右衛門尉八</sup>・同弥七・同弥八・益戸以下凶徒等令<sup>レ</sup>乱<sup>三</sup>入国富庄以下所々<sup>一</sup>、依<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>濫妨狼藉<sup>一</sup>、国中平均相隨、致<sup>二</sup>党類<sup>一</sup>之由披露之間、同廿七日一族相共揚<sup>二</sup>御旗<sup>一</sup>、打<sup>二</sup>出宿所<sup>一</sup>候事<sup>（準々）</sup>。

史料一は、日向国の土持宣榮が提出した軍忠状の一部である。南北朝内乱に際し、日向国では伊東祐広及びその一族らが南朝方に属し、土持氏ら北朝方と戦ったとみられるが、その中に南朝方の人物として「益戸」なる名前が確認できる。次にみる一連の史料から、これが益戸行政らを指すことは間違いないと思われる。

### 【史料二】

新田右衛門佐<sup>兼良</sup>与同之仁益戸弥四郎行政・同四郎兵衛尉秀名

并石河内弁濟使以下、今月十日新納院岩戸原、彦尾合戦段、被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

建武三年五月十二日 (出山義朝) 在判

土持新兵衛尉殿

【史料三】

新田右衛門佐与同之仁益戸弥四郎行政以下桶籠石之城一者、早佐伯備前守并一族等相共馳向彼城、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>誅伐<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

建武三年五月十五日 (出山義朝) 在判

土持新兵衛尉殿

【史料四】

新田右衛門佐殿与同仁益戸孫四郎行政、同四郎兵衛尉秀命以下凶徒等、七月九日寄<sub>二</sub>来新納院政所城<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>合戦<sub>一</sub>之間、那賀右衛門九郎盛連致<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>之時、旗指井藤六郎<sub>源</sub>、中間孫八<sub>時</sub>被<sub>レ</sub>疵候畢、次於<sub>二</sub>岩戸原并彦尾<sub>一</sub>先懸之段、侍所御見知之上者、以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候、恐慢謹言、

建武參年七月十日 日下部盛連<sub>上</sub>

進上 御奉行所

「承了<sub>(出山義朝)</sub>」<sub>(13)</sub>

史料二、三は、土持宣栄に対し、建武三年（一三三六）三月

に日向国に尊氏から「差遣」されて入国した畠山義顕（後に直顕）が出した感状と軍勢催促状の写である。ここから、益戸行政・同秀名らが、日向国中部の新納院石城（宮崎県児湯郡木城町）を拠点とした「新田右衛門佐与同之仁」、即ち南朝方勢力であること、建武三年五月に新納院の岩戸原（宮崎県児湯郡木城町高城）、彦尾で北朝方と戦ったことがわかる。行政と共に出てくる益戸秀名は、一族で野寺郷一部地頭職を務めた忠行の子とみられ、行政と行動を共にしていたと考えられる。なお、史料三では籠城者として行政の名のみがみえており、行政と秀名では、行政がより有力な立場とみられていたと思われる。また史料四は、同年七月、新納院政所城に益戸行政、秀名らが攻め寄せて合戦となった際、北朝方として彼らと戦った日下部盛連が提出した軍忠状である。ここにも、「岩戸原并彦尾」の地名がみえており、土持氏と共に日下部氏が益戸氏と対峙したと考えられよう。

以上から、遅くとも建武二年の冬までに、益戸行政とその一族は日向国に入国していたものと思われる。その具体的な背景は不明といわざるを得ないが、建武政権下において、益戸氏が何らかの権益を日向国に貰っていた可能性も考えられようか。

その後も、益戸行政は日向国内で戦いを続けていたようであ

る。

【史料五】

益戸孫<sup>⑤</sup>四郎行政、同舍弟大貫三郎秀信以下凶徒等、楯籠新納院之内石城候之、同正月廿八日押寄於彼城三ヶ日合戦仕候之処、盛連之親類金丸余次盛忠被<sup>⑥</sup>疵<sup>⑦</sup>、同岩瀬七郎惟重被<sup>⑧</sup>疵<sup>⑨</sup>、旗差右馬二郎被<sup>⑩</sup>疵<sup>⑪</sup>候、且此段侍所御検見候之上者、預御一見書、可<sup>⑫</sup>捧<sup>⑬</sup>軍忠之後証候、以此旨可<sup>⑭</sup>有<sup>⑮</sup>御披露候、恐惶謹言、

建武五年二月二日 日下部盛連<sup>上</sup>(裏花押)

進上 御奉行所

「承了<sup>⑯</sup>(花押)」

史料五は、建武五年の正月に、益戸行政らが籠る石城を、日下部盛連ら北朝方が攻撃した際の戦功を記した軍忠状である。ここにみえる「大貫三郎秀信」は、行政の「舍弟」とあり、益戸広政には行政の他にも子供が居たと考えられよう。ただし、秀信はこの史料でのみ確認できる人物であり、常陸での活動は確認できないのが現状である。

この頃の日向国における南朝方は、建武五年五月に伊東祐広が、七月には野辺盛忠が相次いで降伏しており、畠山義頭を中心とする北朝方の攻勢の前に、徐々に勢力を削がれつつあった。

その中で益戸行政らは、この頃日向南部にまで影響力を持っていた大隅の肝付兼重らと連携し、なおも抵抗を続けようとしたが、劣勢を覆すことはできなかった。

【史料六】

日向国富庄那賀右衛門九郎盛連軍忠条々

一、肝付八郎兼重と同益戸孫四郎以下輩、去正月廿六日、打入同庄田野別府、浜城楯籠候間、即馳向構向陣、数日攻戦之処、二月十四日夜中責入城内没落畢、

一、去年八月比、為兼重追伐被召向城、連々御合戦之時、致<sup>⑰</sup>軍忠<sup>⑱</sup>之処、今年八月十三日、捨<sup>⑲</sup>向城<sup>⑳</sup>引<sup>㉑</sup>卷<sup>㉒</sup>兼重城、攻戦之處、同十七日夜兼重忍<sup>㉓</sup>出城内、楯籠野尻城<sup>㉔</sup>畢、雖<sup>㉕</sup>然、兼重子息金頭以下之党類等、相残致<sup>㉖</sup>合戦<sup>㉗</sup>之間、日々夜々致<sup>㉘</sup>散々<sup>㉙</sup>合戦<sup>㉚</sup>畢、爰同廿七日、金頭降参、仍被<sup>㉛</sup>破<sup>㉜</sup>却<sup>㉝</sup>城<sup>㉞</sup>榔<sup>㉟</sup>畢、皆以被<sup>㊱</sup>知<sup>㊲</sup>食<sup>㊳</sup>之間、不<sup>㊴</sup>及<sup>㊵</sup>巨細言上<sup>㊶</sup>者也、為<sup>㊷</sup>備<sup>㊸</sup>後証言如上件、

曆応二年九月二日 日下部盛連(裏花押)

進上 御奉行所

「承了<sup>㊹</sup>(花押)」

史料六は、曆応二年(一三三九)に日下部盛連が畠山義頭に提出した軍忠状である。この年の正月、益戸行政は、国富庄田

野別府（現・宮崎市田野町）へ侵攻し、浜城へ籠城した。史料五以降のある時点で、それまでの拠点であった石城を失った行政は、同城からやや南の国富庄方面に拠点を移していたものと思われ、田野別府への進軍は勢力回復を狙ったの侵攻であったと思われる。これに対し、盛連らは即座に浜城に向かって攻撃を仕掛け、二月十四日に同城は落城したという。この浜城での敗戦後、日向国内で行政の活動をみることはできず、この時に降伏して没落したものとみられる。

しかし、行政の降伏後も、益戸氏一族が南朝方として日向国で戦っていたことは、次の史料からもわかる。

#### 【史料七】

凶徒土持次郎重繩（編之）与同益戸三郎秀政誅伐之時、稻懸五郎（少秀政）

虜令進上訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆応三年八月五日 日下部盛連

（畠山義朝之臣）  
（花押）

史料七も日下部盛連の軍忠状だが、ここで盛連は、南朝方の土持重繩に味方する益戸秀政を討つに際し、その小舅であった稲懸五郎を捕らえて畠山義頭に渡した旨が記されている。土持重繩の詳細は不明だが、史料二、三にみえる宣栄とは立場を異にした土持氏一族であろう。<sup>19)</sup>

この史料から、益戸三郎秀政の名が確認でき、また彼は稲懸五郎の婿養子であったことがわかる。三郎という名乗りが同一であることから、先にみた行政の弟大貫秀信の系統に連なる人物か、或いは彼自身が名乗りを改めた可能性も想定できるが、秀政についてもこの史料にみえるのみであり、その系譜関係は不明といわざるを得ない。いずれにせよ、行政の降伏後も、日向国には益戸氏の一部が残り、抵抗を続けていたと考えられ、また伊東氏や肝付氏の降伏後も、日向国内では南朝勢力が活動を展開していたことがいえるだろう。

また、次の史料から、更に下つて観応年間に入つてもなお、九州南部で益戸氏の活動が確認できる。

#### 【史料八】

平群内平野村事、先日相良三郎左衛門尉子息依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>本領<sub>一</sub>宛賜候之處、自<sub>二</sub>平群領家方<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>違乱<sub>一</sub>由依<sub>二</sub>其間候<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>由此人被<sub>レ</sub>申候、若左様之違乱人出来候者、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>其旨<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>子細<sub>一</sub>候様可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>旨候、恐々謹言、

九月廿一日 行秀（花押）

（別封ハ世）  
「益戸殿（墨引） 行秀」<sup>20)</sup>

#### 【史料九】

大隅国禰寝孫次郎清成（形名者）、同舍第三位房清有<sub>二</sub>軍

忠事、

右、去觀応三年十二月三日夜、楡井四郎頼仲、同舎弟又四郎頼重以下凶徒等、忍<sub>二</sub>取当院大始良城之間、翌日四日

押<sub>一</sub>卷彼城<sub>二</sub>連日致<sub>三</sub>合戦、(中略)

同十七日、益戸四郎左衛門尉田間陣取之時合戦、若党邊津

賀又八親元(同前)、中間三郎四郎(同前)、同平太郎(同前)、(中略)

自<sub>二</sub>觀応三年十二月迄<sub>一</sub>于<sub>レ</sub>今、所々合戦、凶徒等数十人

討<sub>一</sub>取之、親類若党以下、或被<sub>レ</sub>討之、或被<sub>レ</sub>疵之条、軍御

奉行人野本藤次行秀見知之上者、預<sub>二</sub>御一見状、為<sub>レ</sub>備後

證<sub>一</sub>粗言上如<sub>レ</sub>件、

文和三年三月 日

承了(花押影)<sup>(21)</sup>

史料八は野本行秀の書状であり、平野村(現・宮崎県生駒郡平群町)を巡る相良頼明と平群領家方の相論について、その理非を糺明し、問題がないように沙汰してすることを命じたものである。無年号文書だが、相良頼明(本史料の「三郎左衛門尉」が子の彦寿丸(同「子息」)に同地を譲った讓状と<sup>(22)</sup>、同地を「由緒地」として畠山直顕から安堵された宛行状の年次から、観応元年(一一三〇)の書状であるとみられる。本文の宛所を欠くが、切封部分に「益戸殿」とみえ、益戸氏宛であることがわか

ると共に、この人物が何者であるかは明らかではないが、日向において益戸氏の北朝方としての活動が確認できる。

また史料九は、大隅の禰寝氏一族建部氏の軍忠状の写である。

観応三年十二月から文和三年三月までの間、大隅の大始良城(現・鹿児島県鹿屋市大始良町)を巡り、南朝方の楡井頼仲らと、北朝方の畠山直顕および禰寝氏一族らが激しく戦った。その間の文和二年八月、「益戸四郎左衛門尉」が、田間に陣取った際に建部氏らと戦いとなり、建部氏の若党や中間がケガをしたという。ここから、楡井氏と共に益戸四郎左衛門尉が大隅の大始良城に入り、南朝方として活動していたことが確認できる。この人物については、鎌倉末期に活動していた行直の子に当たろうか。<sup>(23)</sup>

なお、この時の北朝方の軍奉行には「野本藤次行秀」とみえ、史料八の野本行秀その人が担当していたと考えられ、先の史料十一と合わせ、野本行秀は畠山直顕の被官として活動していたことがわかる。

史料八、九の二つの史料から、暦応三年以降の南九州において、なおも益戸氏が北朝方、或いは南朝方として活動を展開していたことが確認できる。彼らが、これまで出てきた人物の誰に連なる人物であるかは不明であり、またこれ以降の南九州に

において、益戸氏の活動を見出すことはできないが、少なくとも貞和と観応年間に南九州に在った益戸氏は、日向国において畠山直頭が従う足利直冬方の立場にあった系統と、南朝方として大隅周辺に在った系統の二派が存在したと考えられるだろう。

以上、ここまで建武と暦応年間の益戸行政の活動とその後の九州における益戸氏について概観した。建武二年頃までに日向国に入った行政は、新納院石城を拠点として伊東氏や肝付氏ら南朝勢力と連携して北朝方に対抗した。しかし、北朝方が徐々に勢力を強める中で、石城を失陥し、田野別府の浜城に移ってなおも抵抗を続けたものの、最終的に彼自身は暦応二年に降伏することとなった。ただし、その後も、三郎秀政のように日向国内で活動する益戸氏一族を確認することができ、引き続き九州南部で一族が活動を続けていたと考えられるだろう。

## 二 常陸帰国後の益戸行政

ここまでみてきた通り、益戸行政は九州の南朝方勢力の一翼を担い、概ね建武と暦応年間にかけて活動しており、それは弟秀信や同族の秀名、秀政といった一族での軍事行動であったと考えられる。

さて、暦応二年（一三三九）二月、日向国で北朝方に降伏した益戸行政は、時期は不明だが無事に常陸へ帰国したものとと思われる。南北朝内乱に際し、常陸に在った行政の父広政は、行政とは異なり北朝方に立って周辺の合戦に参陣し、戦功を挙げつつ、所領の維持を図っていた<sup>(26)</sup>。この頃の常陸では、当初南朝方が優位に立っていたが、佐竹氏を中心とした北朝方が徐々に南朝方の拠点を落として行き、最終的には同四年十一月、北畠親房らが籠っていた関・大宝城を攻略したことで、北朝方の勝利に終わることとなった。この中で、益戸広政は終始北朝方として活躍し、自らの所領を守り抜いたとみられる。そして行政も、そのような父の活躍があつて、故郷への帰国を果たすことができたと考えられよう。

しかし、その後しばらくの間、行政本人を含め、小河益戸氏の活動を示す史料は確認できないのが現状であり、広政から行政の家督相続の時期や広政の没年についても不明といわざるを得ない。行政が再び登場するのは、九州での戦いから三十数年後の永和年間、円覚寺の造営料所とされた小河郷を巡る相論でのことであった。

事の発端は、応安七年（一三七四）に焼失した円覚寺の修築を巡る役賦課であった<sup>(27)</sup>。これについて、鎌倉府は関東各国の守



護や有力者を通じて棟別銭の徴収を進めると共に、造営料所の寄進を行った。その一つに、小河益戸氏の本貫地である常陸国小河郷も含まれており、同地は永和三年より三ヶ年の間、料所として寄進されることとなった。なお、小河郷が造営料所とされた背景として、高橋裕文氏はかつて行政が南朝方として活動していたことが緒を引いており、所領を没収されたとするが、少なくとも常陸国内には、真壁氏や東条氏、小田氏のように、小河益戸氏と同様に南朝方に在った勢力は多数存在しており、三十年近く前の出来事であることを考えても、理由とすることはできないと思われる。

小河郷の寄進を受け、関東管領上杉能憲は、鎌倉府の奉行人である雑賀希善・壹岐政高を両使とし、同地の円覚寺雑掌への沙汰付を命じた。この両使が現地入りした際の動きは、次の請文にみることができ。

【史料十】

円覚寺造営料所常陸国小河郷事、任<sub>二</sub>去月十六日御施行之旨<sub>一</sub>、今月十八日壹岐左京亮政高・希善相共莅<sub>二</sub>彼所<sub>一</sub>、沙<sub>三</sub>汰<sub>一</sub>付下地於寺家雑掌妙識<sub>二</sub>候<sub>一</sub>、仍請取状如<sub>二</sub>此候<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>村々名字<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>土貢分限<sub>一</sub>、欲<sub>二</sub>注申<sub>二</sub>之<sub>一</sub>処、百姓等与<sub>二</sub>本主益戸常陸入道行政<sub>一</sub>一体之間、更不<sub>レ</sub>随<sub>二</sub>所<sub>一</sub>勤<sub>二</sub>、

不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>厨雜事<sub>一</sub>、結句同廿日妙識被<sub>二</sub>追出之間、地下目錄不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>認<sub>二</sub>進之<sub>一</sub>候、仍可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>帰參<sub>一</sub>候之<sub>二</sub>処、屋代越中守師国<sub>一</sub>拜領之地、当国東条庄内社村事、希善為<sub>二</sub>使節<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>候之間、遂<sub>二</sub>其節<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>帰參<sub>一</sub>候、若条々偽申候者、

八幡大菩薩御罰於可<sub>二</sub>罷蒙<sub>一</sub>候、以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候哉、恐惶謹言

永和三年五月廿一日 沙弥希善(裏花押)

進上 御奉行所<sup>29)</sup>

両使の一人、雑賀希善が鎌倉府に提出した史料十の請文によれば、雑賀・壹岐の両使は小河郷に入り、円覚寺雑掌妙識に対し打渡を行った。それに続いて、村々の名字や土貢分限などの調査を行おうとしたところ、「百姓等与本主益戸常陸入道行政一体」となり、こちらの指示に従わず、厨の雑事もせず、遂には雑掌妙識を追い出すに至った為、「地下目録」の作成を果たせずに帰参したということである。ここで、小河郷の百姓等と組んで鎌倉府に抵抗したのが、本主である「益戸常陸入道行政」であり、出家しているものの、四十年ぶりに史料に登場した益戸行政その人と考えられる。<sup>30)</sup> 両使の入部以前、行政は本主と号して鎌倉府に訴えを起こしていたが、鎌倉府はその訴えを退け、

両使による沙汰付などを強行しようとした。それに対し、行政は小河郷の百姓等と連帯して抵抗し、両使と雑掌を追い出す戦果を挙げたのであった。

奉行人の両使による遵行に失敗した鎌倉府は、常陸守護佐竹義宣を動員し、彼に命じて尚も沙汰付の実現を図った。そして最終的には、行政らの抵抗も空しく、佐竹義宣によって沙汰付が実現することとなったとみられる。

この永和三年が、行政の活動の終見である。下つて永徳年間に入り、当初三ヶ年とされた小河郷の寄進について、円覚寺は京都に在った春屋妙葩を通じて、小河郷の円覚寺への永代寄進を幕府へ求めた。<sup>33</sup>そしてこれを認めた幕府からの指示を受けた鎌倉公方足利氏満は、再び小河郷へ両使を派遣して沙汰付を実施しようとしたが、これまた在地からの反発を受けることとなった。この時の小河郷の所有者について、氏満は「益戸常陸介篤政法師職名」と記してあり、<sup>34</sup>永徳年間段階の小河益戸氏当主はこの篤政（観政）であったと考えられる。その名乗りを考えれば、行政の子に当たる人物と思われる、永和三年から永徳二年までの間に、益戸行政は亡くなり、その跡を篤政が継いだものと思われる。建武年間に既に九州で軍事行動を起こせる立場にあったことをみるならば、行政の没年齢は六十代後半から

七十代前半頃であったと考えられるだろう。

### おわりに

以上、益戸行政の九州及び関東における活動をみてきた。建武政権下において、常陸から一族を連れて、遠く日向へ入った益戸行政は、南北朝内乱の勃発に伴い、伊東氏や肝付氏など、日向や大隅の南朝勢力と結び、畠山義顕を中心とする北朝方と数年に渡り戦い続けた。戦況は北朝方有利で展開し、伊東氏らが相次いで降伏し、最終的に行政も降伏することとなった。

その後の行政の足跡は不明なところもあるが、遠くない時期に常陸へ帰国し、父広政の後を継いで小河益戸氏の当主の座に就いた。父広政は行政と異なり、南北朝内乱当初より北朝方として活動し、勢力の維持を図っていたとみられ、当該期の小河益戸氏は、北朝方の父広政と南朝方の子行政、秀信兄弟という構図で活動していたと考えられる。そして、常陸においては北朝方が勝利したことにより、小河益戸氏も広政によって自らの所領を守り抜いたとみられ、またそのことが、行政の帰国を実現させたと考えられる。この点、はじめにで触れた大井田義氏や山内経之が、異郷の地で降伏或いは戦死し、本貫地への復帰

を果たせなかつたこととは対照的であり、北朝方の広政と南朝方の行政という形で二つに割れたことが、結果として家の存続に繋がったものと考えられるだろう。

そして永和年間に入り、再び行政の活動が確認できるようになる。焼失した円覚寺の復興のための料所とされた小河郷を巡り、行政は在地の百姓等と連携し、鎌倉府に徹底抗戦を繰り返す。一時は遵行の両使を追い出すことに成功するほどの勢いを持っていった。しかし、守護佐竹氏を動員するなど、なりふり構わぬ鎌倉府の攻勢の前に敗れ、最終的に小河郷は円覚寺の造営料所とされてしまったのである。

小河益戸氏を含め、当該期の常陸地域における諸勢力の活動については、不明な点が多く残されている。それらについての個別の検討を深めながら、当該地域の政治構造について考えていきたいと思いつつ、ひとまず閑筆することとした。

註

(1) 呉座勇一『戦争の日本中世史「下剋上」は本当にあったのか』第三章

(新潮社、二〇一四)

(2) 「熊谷家文書」野本鶴寿丸軍忠状(『南北朝遺文 関東編 第一巻』七四四、以下『南関〇』と略す)。

(3) 註1 呉座氏著書第四章を参照。

(4) 峰岸純夫『新田岩松氏』(戎光祥出版、二〇一一、初出は『尾島町誌 通史編 上巻』尾島町誌専門委員会、一九九三)

(5) 註4に同じ。堺浜合戦において、「新田綿打」は北畠顕家、名和義高らと共に討たれたとされる(『深堀系図証文記録』一色道猷下知状『南北朝遺文 九州編 第一巻』一一六、以下『南九〇』と略す)。「新田綿打」と、暦応年間に土佐へ入った「綿打入道」は、父子であった可能性が考えられようか(『大野太郎氏所蔵文書』堅田経貞軍忠状『南関二』一〇九〇)。何れにせよ、新田綿打氏が上野を離れ、和泉や土佐を転戦していることは間違いない。

(6) 池田公一「円覚寺領小河郷の展開」(『小川町史 下巻』第三編第三章 第二節、小川町、一九八八)、湯浅治久「お寺が村をまるごと買った話—中世東国村落における末寺の形成—」(『同』中世東国の地域社会史) 第二部附論四、岩田書院、二〇〇五、初出は『中世房総』一〇、一九九八)、高橋裕文「室町期円覚寺造営料所化と常陸国小河郷地頭・百姓の闘い—「指出」と年貢契約との関連において—」(『茨城大学人文科学研究所』三、二〇一一)、植田真平「公方足利氏満・満兼期鎌倉府の支配体制」(『同』鎌倉府の支配と権力) 第一部第二章、校倉書房、二〇一八、初出は『歴史学研究』九一七、二〇一四)、拙稿「常陸国の遵行」(黒田基樹編著『鎌倉府発給文書の研究』戎光祥出版、二〇二〇)など。

(7) 『小川町史 下巻』第三編(註6に同じ)においても、南北朝内乱初期の小河益戸氏に関する言及はなされていないのが現状である。

(8) なお、鎌倉末期から室町期までの小河益戸氏については、別稿を用意している。

(9) 『日記雑録前編 十八』所収土持文書「土持宣栄軍忠状案」(『南関一』三九六)。なお、この文書について、『南関一』及び『南九一』四〇八

- は、その出典を「日向土持文書」とするが、同文書群にこの文書は確認できない。永井哲雄「土持文書」覚書―「日向古文書集成」所収土持文書について―（『宮崎県史研究』四、一九九〇）を参照。
- (10) 当該期の日向国の情勢については、『宮崎県史・通史編中世』第二章（山口隼正・福島金治・上田純一執筆、一九九八）、『都城市史』第一編第二章（新名一仁・若山浩章氏執筆、二〇〇五）などを参照。
- (11) 「旧記雑録前編 卷十八」所収土持文書 畠山義顕感状写（『南関一』四九五）
- (12) 「旧記雑録前編 卷十八」所収土持文書 畠山義顕軍勢催促状写（『南関一』四六〇）
- (13) 「宮崎県立図書館寄託郡司文書」日下部盛連軍忠状写（『南関一』四六四）
- (14) 「常陸総社宮文書」常陸国惣社造管役所地頭等請文目録（『茨城県史料 中世編Ⅰ』第二一号、以下『茨県〇』と略す。に「一通 野寺郷一分地頭益戸四郎兵衛尉□□」<sup>（原）</sup>とみえ、これに対応する請文が、「藤原忠行」の名で出されている（『常陸総社宮文書』益戸忠行請文『茨県Ⅰ』第三八号）。ここから、文保年間頃の益戸四郎兵衛尉が忠行であったことが分かる。そして彼と同じ官途名を名乗っていることから、秀名は彼の後継者、恐らくは子に当たる人物であったと考えられよう。
- (15) 尤も、益戸氏と九州の関係は、鎌倉期にも見出すことができる。正和二年（一三三三）、肥後の相良蓮道の代理である道心と、日向の穂北郷地頭代心生の下に在った了信法師の間で勃発した相論について、鎮西探題北条政頼は、「伊東藤内左衛門尉祐廣、益戸四郎左衛門尉行直」に命じてその実否を問いたたせさせたことがみえ、既に鎌倉末期の段階で、益戸氏一族が九州に進出していたことが分かる（『相良家文書』鎮西探題北条政頼下知状「大日本古文書家わけ五ノ二四二」。ただし、益戸行直については、史料一の「弓削・田木谷地頭益戸四郎左衛門尉」

- とみえる人物と同一とみられるが、その系統は行政とも、秀名とも異なる系統と考えられ、彼の活動と行政・秀名の活動をそのまま直線的に結びつけることは難しいと思われる。
- (16) 「宮崎県立図書館寄託郡司文書」日下部盛連軍忠状（『南九一』二二四）
- (17) 「宮崎県立図書館寄託郡司文書」日下部盛連軍忠状（『南九二』三九六）。郡司文書の写本（諸士頭功録 郡司氏）所収の写では、冒頭を「日向国々富庄」としている。
- (18) 「宮崎県立図書館寄託郡司文書」日下部盛連軍忠状（『南九二』一五五八）。なお、『諸士頭功録 郡司氏』所収の写では、畠山義顕の花押の上に「承了」とある。
- (19) 土持氏については、註9永井論文を参照。
- (20) 「大光寺文書」野本行秀書状（『宮崎県史 史料編 中世Ⅰ』第九八号、以下『宮崎〇』と略す）
- (21) 「平姓禰寝氏正統文獻六」所収文書 建部清成・同清有軍忠状写（『南九三』三六六九）
- (22) 「西福寺文書」相良頼明讓状（『宮崎Ⅱ』第一八号）
- (23) 「西福寺文書」畠山直顕宛行状（『宮崎Ⅱ』第一九号）
- (24) ただし、当時足利直冬方であった畠山直顕は「貞和」年号を引き続き用いており、註23の宛行状では「貞和六年」と記している。
- (25) 行直については註15を参照。
- (26) 註2、「吉成尚親氏所蔵茂木文書」茂木明阿（知貞）軍忠状（『南関一』六二二）。
- (27) 駒見敏祐「応安大火後円覚寺造営における室町幕府と鎌倉府」（『鎌倉』一四二〇一八）
- (28) 註6高橋氏論文を参照。
- (29) 「円覚寺文書」雑賀希善請文（『南関五』三八五四）
- (30) 行政の活動時期を考えるに当たり、彼の祖父義広は、結城朝光の末子

であったとみられ、長兄結城広綱が十三世紀中期に活動した人物であることから、義広の生年は一二五〇年代の前後と考えられる。また行政が既に建武年間の時点で元服し、一方の将として戦っていることから考えるならば、行政の生年は遅くても一三一〇年代とみられること、父広政は概ね一二七〇年代前後の生まれであったと考えられるだろう。

更に、永徳年間に活動がみえる篤政は行政の子と思われるが、篤政の子とみられる常陸三郎が元服し、鎌倉に出仕して活動していたこと、また「篤」の字が常陸守護佐竹義篤からの一字である可能性があることなどから、篤政の生年については、恐らく行政が九州へ遣わされる前の一三三〇年代前半と、その子常陸三郎は一三五〇年代後半の生まれとそれぞれ推定できる。

(31) 「円覚寺文書」上杉能憲奉書(『南関五』三八四九)

(32) 「西尾市岩瀬文庫所蔵『古簡雜纂七』」佐竹義宣請文(『南関五』三八五七)

(33) 「円覚寺文書」春屋妙葩書状(『南関六』四〇九八)。ただし、既に永和三年十二月に円覚寺及び常陸国へそれぞれ出された官宣旨には、小河郷を「永為円覚禪寺領」として、伊勢の役夫工米などの所役を免除すると記しており(「円覚寺文書」官宣旨『南関五』三八七一、三七八四)、小河郷の円覚寺への永代寄進は既定路線であった可能性もある。

(34) 「円覚寺文書」足利氏満寄進状(『南関六』四二二〇)